

(七)

番号		訪問系サービス事業者記入欄	
1	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		
	契約支給量	月	時間 分
	契約日	年	月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
2	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		
	契約支給量	月	時間 分
	契約日	年	月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

(八)

番号		訪問系サービス事業者記入欄	
3	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		
	契約支給量	月	時間 分
	契約日	年	月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
4	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		
	契約支給量	月	時間 分
	契約日	年	月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

(九)

番号		訪問系サービス事業者記入欄	
5	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		
	契約支給量	月	時間 分
	契約日	年	月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
6	事業者及びその事業所の名称		
	サービス内容		
	契約支給量	月	時間 分
	契約日	年	月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年	月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

(十)

短期入所事業者実績記入欄				
番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計
1		年 月 日から		
		年 月 日まで		
2		年 月 日から		
		年 月 日まで		
3		年 月 日から		
		年 月 日まで		
4		年 月 日から		
		年 月 日まで		
5		年 月 日から		
		年 月 日まで		
6		年 月 日から		
		年 月 日まで		
7		年 月 日から		
		年 月 日まで		

(十一)

短期入所事業者実績記入欄				
番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計
8		年 月 日から		
		年 月 日まで		
9		年 月 日から		
		年 月 日まで		
10		年 月 日から		
		年 月 日まで		
11		年 月 日から		
		年 月 日まで		
12		年 月 日から		
		年 月 日まで		
13		年 月 日から		
		年 月 日まで		
14		年 月 日から		
		年 月 日まで		

(十二)

番号	生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援事業者記入欄	
1	事業者及びその事業所の名称	
	サービス内容	
	契約支給量	日
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
2	事業者及びその事業所の名称	
	サービス内容	
	契約支給量	日
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	

(十三)

療養介護・共同生活援助・ 施設入所支援事業者記入欄		
番号	事業者及びその 事業所の名称	入所(居)日 退所(居)日
1		入所(居)日 年 月 日
		退所(居)日 年 月 日
就労定着支援・自立生活援助 事業者記入欄		
番号	事業者及びその 事業所の名称	利用開始日 利用終了日
1		契約日 年 月 日
		サービス提供終了日 年 月 日
予備欄		

(十四)

注意事項欄
1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。 2 サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者に提示してください。 3 療養介護を受けようとするときは、この証に医療保険の被保険者証及び療養介護医療受給者証を添えて、指定療養介護事業所に提示してください。 4 サービス等を受けるときに支払う金額は、サービス等に要した費用(食費、光熱水費等を除く。)の1割です。ただし、六面の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります(個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。)。また、食事等に要する費用について、特定障がい者特別給付費欄に記載する額を一日当たりの上限として支給します。なお、基準該当障がい福祉サービスを受ける場合等は春日井市障がい福祉課にお問い合わせください。 5 負担上限月額及び特定障がい者特別給付費については、毎年利用者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を春日井市障がい福祉課に提出してください。 6 支給決定期間を経過したときは介護給付費等の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に、春日井市障がい福祉課にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。

(十五)

注意事項欄
7 支給量の変更を必要とする場合は、支給量の変更の申請をすることができます。また、他の種類のサービスを受ける必要がある場合は、春日井市障がい福祉課に支給申請をしてください。(サービスの種類によっては、障がい支援区分の(変更)認定を受ける必要があります。) 8 この証の一、六面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて春日井市障がい福祉課にその旨を届け出てください。 9 支給決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、春日井市障がい福祉課にご連絡、ご相談ください。 また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、春日井市障がい福祉に届け出てください。 10 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに春日井市障がい福祉課に返してください。 11 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を春日井市障がい福祉課に返してください。 12 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。 13 支給決定の内容欄に記載されていないサービスについての支給は受けられません。